

# 港湾局機械工事仕様書

令和6年 4月

東京都港湾局

# 目 次

## 第1章 総 則

### 第1節 一般事項

|        |                            |   |
|--------|----------------------------|---|
| 1.1.1  | 適用範囲                       | 1 |
| 1.1.2  | 用語の定義                      | 1 |
| 1.1.3  | 監督員の権限等                    | 2 |
| 1.1.4  | 官公署その他への届出手続等              | 3 |
| 1.1.5  | 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者 | 3 |
| 1.1.6  | 工事の下請負                     | 4 |
| 1.1.7  | 工事实績情報の登録                  | 4 |
| 1.1.8  | 書面の書式及び取扱い                 | 4 |
| 1.1.9  | 設計図書等の取扱い                  | 4 |
| 1.1.10 | 施工体制台帳等                    | 4 |
| 1.1.11 | 関連工事等の調整                   | 4 |
| 1.1.12 | 疑義に対する協議等                  | 5 |
| 1.1.13 | 工事の一時中止に係る事項               | 5 |
| 1.1.14 | 工期の変更に係る資料の提出              | 5 |
| 1.1.15 | 特許権等                       | 6 |
| 1.1.16 | 埋蔵文化財その他の埋蔵物               | 6 |
| 1.1.17 | 建設副産物の処理                   | 6 |
| 1.1.18 | 過積載の防止                     | 8 |
| 1.1.19 | S I 単位                     | 8 |
| 1.1.20 | 関係法令等の遵守                   | 8 |
| 1.1.21 | 保険の付保及び事故の補償               | 8 |
| 1.1.22 | 部分使用                       | 8 |
| 1.1.23 | 関係者への広報等                   | 9 |
| 1.1.24 | 日雇労働者の雇用                   | 9 |
| 1.1.25 | 工事現場での地球環境保全               | 9 |
| 1.1.26 | 不当介入に対する通報報告               | 9 |

### 第2節 工事関係図書

|       |        |    |
|-------|--------|----|
| 1.2.1 | 実施工程表  | 9  |
| 1.2.2 | 施工計画書  | 10 |
| 1.2.3 | 施工図等   | 10 |
| 1.2.4 | 工事の記録等 | 10 |

### 第3節 工事現場管理

|        |               |    |
|--------|---------------|----|
| 1.3.1  | 施工管理          | 11 |
| 1.3.2  | 施工管理技術者       | 11 |
| 1.3.3  | 工事用電力設備の保安責任者 | 11 |
| 1.3.4  | 電気保安技術者       | 11 |
| 1.3.5  | 施工条件          | 11 |
| 1.3.6  | 品質管理          | 12 |
| 1.3.7  | 施工中の安全確保      | 12 |
| 1.3.8  | 交通安全管理        | 13 |
| 1.3.9  | 災害等発生時の安全確保   | 13 |
| 1.3.10 | 環境保全等         | 13 |
| 1.3.11 | 養生            | 13 |
| 1.3.12 | 後片付け          | 14 |

|                      |                    |    |
|----------------------|--------------------|----|
| 1.3.13               | 工事用地等              | 14 |
| 1.3.14               | 室内空気汚染対策等          | 14 |
| 1.3.15               | ディーゼル自動車、建設機械等の燃料  | 14 |
| 1.3.16               | 境界杭、測量杭等           | 14 |
| 1.3.17               | 環境により良い自動車の利用      | 14 |
| 1.3.18               | 石綿使用の有無            | 14 |
| 第4節 機器及び材料           |                    |    |
| 1.4.1                | 環境への配慮             | 15 |
| 1.4.2                | 機器及び材料の品質等         | 15 |
| 1.4.3                | 機器の搬入              | 15 |
| 1.4.4                | 機材の検査等             | 15 |
| 1.4.5                | 機材の保管              | 16 |
| 1.4.6                | 再使用品               | 16 |
| 第5節 施 工              |                    |    |
| 1.5.1                | 施工                 | 16 |
| 1.5.2                | 技能士                | 17 |
| 1.5.3                | 施工の検査等             | 17 |
| 1.5.4                | 施工の立会い等            | 17 |
| 1.5.5                | 工法等の提案             | 17 |
| 1.5.6                | 排出ガス対策型建設機械        | 17 |
| 1.5.7                | 低騒音・低振動型建設機械       | 18 |
| 第6節 工事検査等            |                    |    |
| 1.6.1                | 工事検査               | 18 |
| 第7節 しゅん功図等           |                    |    |
| 1.7.1                | 完成時の提出図書           | 18 |
| 1.7.2                | しゅん功図              | 18 |
| 1.7.3                | 保全に関する資料           | 18 |
| 1.7.4                | 電子納品保全に関する資料       | 19 |
| 1.7.5                | 標識その他              | 19 |
| 1.7.6                | 保守工具               | 19 |
| 第2章 仮 設 工 事          |                    |    |
| 第1節 一般事項             |                    |    |
| 2.1.1                | 適用範囲               | 19 |
| 2.1.2                | 仮設計画書              | 19 |
| 2.1.3                | 仮設材料               | 19 |
| 第2節 仮囲い、足場等          |                    |    |
| 2.2.1                | ベンチマーク             | 19 |
| 2.2.2                | 仮囲い等               | 20 |
| 2.2.3                | 足場等                | 20 |
| 第3節 機材置き場、下小屋その他の仮設物 |                    |    |
| 2.3.1                | 工事用電力等             | 20 |
| 2.3.2                | 機材置き場、下小屋等         | 21 |
| 2.3.3                | 危険物貯蔵所             | 21 |
| 2.3.4                | 監督員事務所の規模、仕上げ及び備品等 | 21 |
| 2.3.5                | 請負者事務所等            | 21 |

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第4節 仮設物撤去等         |    |
| 2.4.1 仮設物撤去等       | 21 |
| 第3章 材 料            |    |
| 第1節 一般事項           |    |
| 3.1.1 一般事項         | 21 |
| 第4章 共通施工           |    |
| 第1節 規格等            |    |
| 4.1.1 適用規格等        | 22 |
| 第2節 工 作            |    |
| 4.2.1 現寸図          | 23 |
| 4.2.2 工作           | 23 |
| 4.2.3 仮組立          | 24 |
| 4.2.4 機械加工精度       | 24 |
| 4.2.5 熱処理          | 24 |
| 第3節 溶 接            |    |
| 4.3.1 一般事項         | 24 |
| 第4節 ボルト接合          |    |
| 4.4.1 一般事項         | 24 |
| 第5節 配 管            |    |
| 4.5.1 配管材          | 24 |
| 4.5.2 配管施工         | 25 |
| 一般事項               |    |
| 切断及び曲げ             |    |
| 接合                 |    |
| 配管支持               |    |
| 埋設配管               |    |
| 貫通部処理              |    |
| 4.5.3 試験           | 26 |
| 4.5.4 塗装・防錆及び保温・断熱 | 27 |
| 塗装                 |    |
| 防錆                 |    |
| 保温・断熱              |    |
| 第6節 塗 装            |    |
| 4.6.1 一般事項         | 28 |
| 第7節 防 食            |    |
| 4.7.1 一般事項         | 28 |
| 4.7.2 熔融亜鉛めっき      | 28 |
| 4.7.3 金属溶射         | 29 |
| 4.7.4 電気防食         | 29 |
| 第8節 機器の製作・据付       |    |
| 4.8.1 機器の製作・加工等    | 29 |
| 一般事項               |    |
| 機器及び材料の承諾          |    |
| 機器                 |    |
| 4.8.2 据付           | 29 |
| 一般事項               |    |



## 第1章 総 則

### 第1節 一般事項

#### 1.1.1

##### 適用

- (1) この仕様書は、東京都港湾局が施工する工事のうち、契約書及び約款（以下「契約書」という。）において、港湾局機械工事仕様書に従うとされた機械（船舶、水門、排水機及び荷役機械等）工事に適用する。
- (2) この仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において適正に履行しなければならない。
- (3) すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相異がある場合の適用の優先順位は、次のアからオの順番のとおりとし、これによることが困難な場合は、「1.1.12 疑義に対する協議等」による。

ア 質問回答書（イからオまでに対するもの）

イ 設計説明書

ウ 特記仕様書

エ 図面

オ 本仕様書

#### 1.1.2

##### 用語の定義

この仕様書の用語の意義は、次による。

- (1) 「監督員」とは、契約書の規定に基づき、東京都が受注者に通知した者を総称している。
- (2) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。
- (3) 「監督員の承諾」とは、受注者等が監督員に対し、書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。
- (4) 「監督員の指示」とは、監督員が受注者等に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (5) 「監督員と協議」とは、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (6) 「監督員の検査」とは、施工の各段階で受注者等が確認した施工状況、機器及び材料の試験結果等について、受注者等から提出された品質管理記録に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。  
なお、「品質管理記録」とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。
- (7) 「監督員の確認」とは、施工の各段階における施工状況等について、監督員の立会い又は受注者等から提出された品質管理記録に基づき、監督員がその事実を確認することをいう。
- (8) 「監督員の立会い」とは、監督員が臨場により、必要な指示、承諾、協議、検査、確認及び調整を行うことをいう。
- (9) 「監督員に報告」とは、受注者等が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。

- (10) 「監督員に提出」とは、受注者等が監督員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (11) 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の機器、材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に示すことをいう。
- (12) 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。
- (13) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (14) 「設計図書」とは、「1.1.1 適用」(3)アからオまでをいう。
- (15) 「特記」とは、「1.1.1 適用」(3)のアからエまでに指定された事項をいう。
- (16) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。ただし、関係規程等で署名又は押印を不要とした文書については、署名又は押印がない場合も有効な書面として取り扱う。
- (17) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (18) 「施工図等」とは、施工図、製作図、その他これらに類するもので、契約書に基づく工事の施工のための詳細図等をいう。
- (19) 「JIS」とは、「産業標準化法」(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格をいう。
- (20) 「JAS」とは、「日本農林規格等に関する法律」(昭和25年法律第175号)に基づく日本農林規格をいう。
- (21) 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。
- (22) 「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完了の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完了の確認その他の検査で、発注者が行うものをいう。
- (23) 「検査員」とは、「東京都検査事務規程」(昭和43年東京都訓令甲第175号)第2条第2号に定める者であって、契約書に基づき、工事検査を行う者をいう。
- (24) 「概成工期」とは、工事目的物の使用を想定して総合試運転調整を行う上で、契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。
- (25) 「標準図」とは、国土交通省のホームページに掲載の官庁営繕関係統一基準である公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)をいう。
- (26) 「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が守るべきことをいうが、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合又は「ただし書き」のある場合は、他の手段によることができることをいう。

### 1.1.3

#### 監督員の権限等

- (1) 契約書に基づき、発注者が定める当該工事の監督員は、次に掲げる者をいう。
  - ア 総括監督員
  - イ 主任監督員

ウ 担当監督員

(2) 監督員の権限は、契約書に基づく次の事項である。

ア 工事の施工についての受注者等に対する指示、承諾又は協議

イ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者等が作成した詳細図等の承諾

ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の確認又は工事材料の試験若しくは検査

(3) 監督員が行う受注者等に対する契約上の権利の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受注者等に対して行うことができる。

(4) 受注者等が行う監督員に対する契約上の権利の行使又は義務の履行については、監督員に対して書面により行う。

(5) 監督員が(2)に掲げる権限を受注者等に行使する場合は、書面でこれを行う。ただし、安全を確保するためであって、かつ、時間的余裕がない場合など、緊急又はやむを得ない場合等は、口頭で指示等を行うことができる。口頭で行った指示等の内容は、後日、監督員と受注者等との双方で書面により確認する。

#### 1.1.4

官公署その他への  
届け出手続等

(1) 工事の着手、施工及び完了に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

(2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。

(3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに要する費用を負担する。

#### 1.1.5

現場代理人、監理  
技術者、監理技術  
者補佐及び主任  
技術者

(1) 現場代理人は、工事現場の運営及び取締り並びに契約書に規定する職務の執行に必要な知識と経験を有する者とする。

(2) 「建設業法」（昭和24年法律第100号）に定める監理技術者（特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書きの規定による監理技術者）を含む。）、監理技術者補佐（特例監理技術者の職務を補佐する者）又は主任技術者についての資格を証明する資料を監督員に提出する。ただし、監理技術者は、原則として監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴）の実物を監督員に提示し、確認を受けることで資格を証明する資料の提出は不要とする。

(3) 監理技術者（特例監理技術者を含む。）、監理技術者補佐又は主任技術者の交代については、「東京都工事施行適正化推進要綱」（平成22年21財建技第244号）による。

(4) 監理技術者（特例監理技術者を含む。）、監理技術者補佐及び主任技術者は、腕章を着用し、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴）を携帯する。

また、監督員がその提示を求めたときは、速やかに応じる。

(5) 特例監理技術者の配置については、特記による。

### 1.1.6

#### 工事の下請負

- (1) 工事の一部を他の者に請け負わせる（以下「下請負」という。）場合は、次の要件を満たす下請負人を選定する。
  - ア 当該下請負工事に係る施工能力を有していること。
  - イ 東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中でないこと。
- (2) (1)により下請負人を選定した場合は、遅滞なく、その旨を監督員に報告する。この報告は、別に定める「受注者等提出書類処理基準」等に従い、工種別に行う。

### 1.1.7

#### 工事実績情報の登録

- (1) 工事実績情報システム(コリンズ)に登録することが特記された場合は、登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後に、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、「東京都の休日に関する条例」（平成元年東京都条例第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日は含まない。
  - ア 工事受注時 契約後 10 日以内
  - イ 登録内容の変更時 変更があった日から 10 日以内
  - ウ 工事完了時 工事完了後 10 日以内なお、変更登録は、「東京都工事施行適正化推進要綱」による。

### 1.1.8

#### 書面の書式及び取扱い

- (1) 提出する工事請負契約関係の書面の書式、提出部数、取扱い等は、別に定める「受注者等提出書類処理基準」等によるほか、事前に監督員と協議する。
- (2) 標準仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

### 1.1.9

#### 設計図書等の取扱い

- (1) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。
- (2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏えいしてはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

### 1.1.10

#### 施工体制台帳等

- (1) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき作成し、写しを監督員に提出する。
- (2) 監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認を求められたときは、速やかに応じる。
- (3) 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出する。

### 1.1.11

#### 関連工事等の調整

契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という。）については、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。

なお、関連工事等は特記による。

#### 1.1.12

疑義に対する協議等

- (1) 次のアからウまでの場合において、監督員と協議する。
  - ア 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合
  - イ 現場の納まり、取合い等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合
  - ウ 設計図書に記載されていない見え隠れ部分に不具合が認められた場合
- (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、記録を整備する。

#### 1.1.13

工事の一時中止に係る事項

- (1) 一般事項

発注者は、契約書第 19 条（工事の中止）の規定により、次の各事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ書面をもって受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

  - ア 契約書第 15 条に規定する工事用地等が確保できない場合
  - イ 天災等により、工事目的物等に損害が生じた場合、又は工事現場の状態が変動した場合
  - ウ 契約書第 17 条（条件変更等）に規定する事実確認の結果により、設計図書の訂正又は変更等が必要となった場合
  - エ 埋蔵文化財の調査及び発掘の遅延のほか、関連する他の工事の進ちょくの遅れ、環境問題等の発生など、発注者が中止する必要があると認めた場合なお、受注者は、工事の中止期間中においても、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
- (2) 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等において、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について、一時中止をさせることができる。
- (3) 基本計画書の作成

受注者は、(1)又は(2)の場合において、施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。

また、受注者は、工事の続行に備え、工事現場を保全しなければならない。

基本計画書の記載内容等については、発注者が別途定める「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」によるものとする。

なお、一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。

#### 1.1.14

工期の変更に係る資料の提出

契約書に基づく工期の変更にについての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料をあらかじめ監督員に提出する。

### 1.1.15

#### 特許権等

##### (1) 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第7条（特許権等の使用）の規定により発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に監督員と協議しなければならない。

##### (2) 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

##### (3) 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」第2条第1項第1号の著作物に該当する場合、受注者は、当該著作物の著作権（第27条及び第28条の権利を含む。）を発注者に譲渡するものとする。

また、発注者の行為について人格権を行使しない。

### 1.1.16

#### 文化財その他の 埋蔵物

工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。

なお、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、発注者に帰属する。

### 1.1.17

#### 建設副産物の処 理

(1) 建設工事に伴い副次的に得られた建設廃棄物や建設発生土等（以下「建設副産物」という。）は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年1月12日付建設省経建発第3号）、「東京都建設リサイクルガイドライン」、「東京都建設泥土リサイクル指針」等に基づき、発生抑制、現場内での分別、再使用、再生利用及び適正処理に努める。また、再生資源の積極的活用にも努める。

(2) 建設副産物の処理は、次による。

ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、特記による。

イ 設計図書で定められた以外に、建設副産物の再使用、再生利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。

ウ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。

エ ウの発注者に引渡しを要すると指定されたものは、監督員の指示を受けた場所に整理の上、調書を作成し、監督員に提出する。

オ アからウまで以外のものは、全て工事現場外に搬出し、(1)により適正に処理する。

(3) 建設廃棄物の保管並びに運搬、再生及び処分の委託等は、次による。

ア 工事現場内の保管

建設廃棄物の工事現場内の保管に当たっては、周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう

にするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、「廃棄物処理法」の規定による「産業廃棄物保管基準」に従い保管する。

#### イ 運搬、処分等の委託

- (ア) 建設廃棄物の運搬、処分等の委託契約は、「廃棄物処理法」の規定により、委託先ごとに、個別に書面で行う。

なお、運搬又は処分を委託した場合は、建設廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分までの処理が適正に行われるための必要な措置を講ずるものとする。

- (イ) 建設廃棄物の運搬の委託先は、「廃棄物処理法」で定める事業許可のある産業廃棄物収集運搬業者とする。

なお、運搬途上で積替え保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認する。

- (ウ) 建設廃棄物の処分の委託先は、「廃棄物処理法」で定める事業許可のある産業廃棄物処分事業者とする。

- (エ) 混合廃棄物の処分又は再生の委託先は、選別設備を有する中間処理施設又は再資源化施設とする。

- (オ) 建設廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、マニフェストを利用し、最終処分が終了したことを確認する。

- (4) 特別管理産業廃棄物の保管並びに運搬、処分及び回収の委託等は、次による。

#### ア 工事現場内の保管

特別管理産業廃棄物は、PCB 廃棄物を除き、現場内に保管しない。搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、種類を表示の上、雨水のかからない場所とし、周辺環境に影響を及ぼさないようにするなど、「廃棄物処理法」に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する。

#### イ 運搬、処分及び回収の委託

- (ア) 特別管理産業廃棄物の運搬、処分及び回収の委託契約は、「廃棄物処理法」その他関係法令に基づき、委託先ごとに個別に書面で行う。

なお、運搬又は処分を委託した場合は、特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分までの処理が適正に行われるための必要な措置を講ずるものとする。

- (イ) 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする者に対し、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知する。

- (ウ) 特別管理産業廃棄物の運搬の委託先は、「廃棄物処理法」で定める事業許可のある特別管理産業廃棄物収集運搬業者とする。

なお、運搬途上で積替え保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認する。

- (エ) 特別管理産業廃棄物の処分の委託先は、「廃棄物処理法」で定める事業許可のある特別管理産業廃棄物処分業者とする。

- (オ) 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、マニフェストを利用し、最

終処分が終了したことを確認する。

#### 1.1.18

##### 過積載の防止

- (1) 建設副産物又は、工事用資材、機械等（以下「資機材等」という。）の運搬に当たっては、ダンプカー等の過積載防止を厳守するとともに関係法令に基づき、次の事項を遵守する。

ア 積載重量制限を超過して、建設副産物及び資機材等を積み込まない。

イ 産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しない。

- (2) 建設副産物及び資機材等の運搬に当たり、ダンプカー等を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年法律第 131 号）の目的に照らして、「同法」第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努める。
- (3) 建設副産物の運搬を委託及び資機材等の運搬を下請負に付する場合には、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結してはならない。

#### 1.1.19

##### S I 単位

設計図書は、SI 単位を使用するものとする。

#### 1.1.20

##### 関係法令等の遵守

工事の施工に当たっては、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。  
また、その運用及び適用は、受注者等の負担と責任において行う。

#### 1.1.21

##### 保険の付保及び事故の補償

- (1) 「雇用保険法」（昭和 49 年法律第 116 号）、「労働者災害補償保険法」（昭和 22 年法律第 50 号）、「健康保険法」（大正 11 年法律第 70 号）及び「厚生年金保険法」（昭和 29 年法律第 115 号）に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。
- (2) 契約後、速やかに「労災保険加入証明願」を東京労働局又は所轄労働基準監督署に提出し、確認を受けた後、発注者へ提出する。
- (3) 雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡その他の事故に対しては、責任をもって適正な補償を行う。
- (4) 建設業退職金共済制度の適用及び運用は、受注者の負担と責任において行う。
- (5) 建設業退職金共済制度に該当する場合は、同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則 1 か月以内（電子申請方式による場合は原則 40 日以内）に発注者に提出する。
- (6) 「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事関係者及び公衆が見えやすい位置に掲示する。
- (7) 発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿（電子申請方式による場合は掛金充当書（工事別））その他関係資料を提出する。

#### 1.1.22

##### 部分使用

契約書に基づき、発注者から工事目的物の部分使用の承諾を求められた場合は、当該部分について発注者に出来形その他の検査又は確認を請求することができる。

### 1.1.23

関係者への広報等

- (1) 工事の施工に当たり、地域住民その他の関係者との間に紛争が生じないように努めるとともに、広報等が必要な場合は、速やかにこれを行う。
- (2) 工事に関して、地域住民その他の関係者から説明を求められた場合又は苦情があった場合には、誠意をもって直ちに対応するとともに、その解決に当たる。
- (3) 工事の施工上必要な地域住民その他の関係者との交渉は、受注者等の責任において行うものとし、あらかじめその概要を監督員に提出する。
- (4) (1)から(3)までの交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、その経過を遅滞なく監督員に報告する。

### 1.1.24

日雇労働者の雇用

- (1) 工事の施工に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱」（昭和 51 年 7 月 23 日付 51 労職労第 221 号）により日雇労働者の雇用に努める。
- (2) 同要綱を適用した工事の完了届には、同要綱による「公共事業遵守証明書」を添付する。ただし、「公共事業施行通知書」により雇用予定者数がないと認定された事業については、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの収受印が押印されている「公共事業施行通知書」の写しをもって、「公共事業遵守証明書」の代わりに添付する。
- (3) 無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用しなければならない。ただし、手持ち労働者数を差し引いた人員とする。

### 1.1.25

工事現場での地球環境保全

工事現場の管理に当たっては、省エネルギー等、地球環境保全に努める。

### 1.1.26

不当介入に対する通報報告

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）により、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする。

## 第 2 節 工事関係図書

### 1.2.1

実施工程表

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。
- (2) 設計図書に概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。
- (3) 実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。
- (4) 契約書に基づく条件変更等により、実施工程を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち監督員の承諾を受ける。
- (5) (4) によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

- (6) 監督員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表及び工種別工程表等を作成し、監督員に提出する。

### 1.2.2

#### 施工計画書

- (1) 工事の着手に先立ち、現場組織、安全体制、仮設計画等の工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督員に提出する。
- (2) 品質計画、施工の具体的な計画並びに施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、軽易な工種については、監督員の承諾を受けて作成を省略することができる。
- (3) 施工計画書の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。
- (4) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、速やかにその変更内容を監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (5) (1)及び(2)の施工計画書の承諾の範囲には、仮設は含まれないものとする。ただし、特記された仮設は、この限りでない。

### 1.2.3

#### 施工図等

- (1) 施工図等を当該施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、軽易な工事については、監督員の承諾を受け、作成を省略することができる。
- (2) 施工図等の作成に当たり、関連工事等との納まり等について、当該工事関係者と調整の上、十分検討する。
- (3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。

### 1.2.4

#### 工事の記録等

- (1) 契約書に基づく履行報告については、工事の全般的な経過を記載した工事報告書を作成する。
- (2) 監督員の指示した事項及び監督員と協議した結果について、記録を整備する。
- (3) 工事の施工に当たり、試験を行った場合、直ちに記録を作成する。
- (4) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事記録写真、見本、試験の記録等の資料を整備する。

ア 設計図書に定められた施工の確認を行った場合

イ 工事の進捗により隠蔽状態となる等、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合

ウ 施工の各段階が完了した場合

エ 監督員が必要であると認め、指示した場合

- (5) (4)の資料のうち工事記録写真を次により撮影し、編集の上、監督員に提出する。

なお、工事記録写真撮影計画書を作成する場合は、特記による。

ア 各施工段階における状況が明瞭に判断できるように撮影する。

イ 後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分は、特に注意して撮影する。

ウ 写真は、撮影の都度整理し、監督員が随時閲覧できるよう編集する。

エ 写真帳の提出は、特記による。

- (6) (2)及び(4)の記録等について、監督員から請求されたときは、速やかに提示又は提出

する。

- (7) 受注者は、提出された写真の全ての著作権（「著作権法」（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を発注者に譲渡する。

また、発注者の行為について著作者人格権を行使しない。

### 第 3 節 工事現場管理

#### 1.3.1

##### 施工管理

- (1) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- (2) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督員の指示を受けた内容を周知徹底する。

#### 1.3.2

##### 施工管理技術者

- (1) 施工管理技術者は、工事に相応した能力を有するものとし、工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。
- (2) 施工管理技術者の資格等の能力を証明する資料を監督員に提出し、承諾を受ける。

#### 1.3.3

##### 工事用電力設備 の保安責任者

- (1) 工事用電力設備の保安責任者を定め、監督員に報告する。
- (2) 保安責任者は、関係法令に基づき、適切な保安業務を行う。

#### 1.3.4

##### 電気保安技術者

- (1) 電気保安技術者は次により、配置は特記による。
- ア 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- イ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
- (2) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。
- (3) 電気保安技術者は、監督員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

#### 1.3.5

##### 施工条件

- (1) 施工日及び施工時間は、次による。
- ア 「東京都の休日に関する条例」第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- イ 設計図書に施工日又は施工時間が定められている場合で、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ウ 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 工事期間中、施工場所の設備機能は、原則として停止させる。ただし、設計図書に定めのある場合又は設備機能の停止が必要ない場合で、監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

なお、施工場所の設備機能の停止に伴い、非施工場所の機能が停止される場合の代替

え設備は、特記による。

- (3) 振動、騒音、臭気、粉じん等の発生する作業を行う場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (4) 施工順序に制約がある場合は、特記による。
- (5) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、特記がなければ、敷地内とする。
- (6) (1)から(5)まで以外の施工条件は、特記による。

### 1.3.6

#### 品質管理

- (1) 「1.1.2.2 施工計画書」(2)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な品質管理を行う。
- (2) 必要に応じて、監督員の検査を受ける。
- (3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。

### 1.3.7

#### 施工中の安全確保

- (1) 安全指針等の遵守

受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(令和3年3月25日付国土交通省大臣官房技術審議官通達)、「建設機械施工安全技術指針」(平成17年3月31日付国土交通省大臣官房技術調査課長、総合政策局建設施工企画課長通達)、「港湾工事安全施工指針」((一社)日本埋立浚渫協会)、「潜水作業安全施工指針」((一社)日本潜水協会)及び「作業船団安全運行指針」((一社)日本海上起重技術協会)及びJIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は、当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

- (2) 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日付建設事務次官通達)を遵守して災害の防止を図らなければならない。

- (3) 安全衛生協議会の設置

監督員が、「労働安全衛生法」第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定により受注者を指名した場合には、受注者はこれに従わなければならない。

- (4) 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (5) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障を来さないような施工方法を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。
- (6) 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設ける等、火災防止の措置を講ずる。  
なお、改修工事では建物内火気の使用は原則として禁止する。ただし、止むを得ず火気を使用する場合は、取扱いに十分注意し、次による。
  - ア 使用する火気に適した種類及び容量の消火器等を設置する。
  - イ 付近に可燃性のものや危険性があるものがないようにする。
  - ウ 火花を飛散する切断、溶接作業は、防火シート等で火災の防止措置を講ずる。
  - エ 作業終了後十分に点検を行い、異常のないことを確認する。
- (7) 工事現場は、常に整理整頓を行うとともに、危険な箇所は点検を行うなど、事故の防

止に努める。

- (8) 施工に当たり、暗きょ内、ピット内、トレンチ内、シャフト内、排水槽内等で酸素欠乏、湿気、臭気、有毒ガス、粉じん、煙等が滞留又は発生する恐れのある場合は、酸素濃度等の確認を行い、作業者に工事作業の手順及び安全措置についての指示を行うとともに、十分な換気等の措置を講ずる。

なお、作業時は、必ず複数の作業員で行い、監視人を配置して安全確保に努める。

- (9) 工事中、バルブ等の必要箇所に「作業中」、「操作禁止」等の表示を行い、誤操作による事故の防止に努める。
- (10) 工事現場は、常に整理整頓を行うとともに、危険な個所は点検を行うなど、事故の防止に努める。

### 1.3.8

#### 交通安全管理

工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整の上、交通安全の確保に努める。

### 1.3.9

#### 災害時の安全確保

災害又は事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督員に報告する。

### 1.3.10

#### 環境保全等

- (1) 「建築基準法」、「労働安全衛生法」、「建設リサイクル法」、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）、「廃棄物処理法」、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）、「資源有効利用促進法」、「石綿障害予防規則」（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号）その他関係法令等に基づき、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、工事現場及び周辺環境の保全に努める。
- (2) 自動車等を運転する者に対して、荷待ち等で駐停車する時はエンジンを停止（アイドリングストップ）するように指導する。
- (3) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該化学製品の製造所が作成した JIS Z 7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 - ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））による安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により、取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康及び安全の確保並びに環境の保全に努める。
- (4) 工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努める。

### 1.3.11

#### 養生

- (1) 既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚損しないよう適切な養生を行う。
- (2) 工事の施工に際し、既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等を汚損した場合は、

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             | 監督員に報告するとともに、承諾を受けて原状に復旧する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 1.3.12<br>後片付け              | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業終了時は、適切な後片付け及び清掃を行う。</li> <li>(2) 工事の完了に際しては、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1.3.13<br>工事用地等             | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用地及び工事の施工に伴い、発注者から提供を受けた土地等（以下「工事用地等」という。）は、適切に管理し、当該工事の目的以外に使用してはならない。</li> <li>(2) 工事用地等の使用に当たり、別契約の関連工事と調整を図りながら使用する。</li> <li>(3) 工事の完了等で工事用地等を使用しなくなった場合には、「2.4.1 仮設物撤去等」(1)の確認を受け、発注者に明け渡す。</li> </ul>                                                                                                    |
| 1.3.14<br>屋内空気汚染対策等         | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 接着剤、塗料等の塗布に当たり、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるようにする。また、施工時及び施工後は、通風又は換気を十分に行い、揮発した溶剤成分等による室内空気の汚染を防止する。</li> <li>(2) 内装仕上げが完了した室内は常に換気に注意し、仕上げ材料等から初期に放散されるホルムアルデヒドその他の揮発性物質を室内に滞留させないようにする。</li> <li>(3) 受注者は、はつり作業や溶接作業、建設機械を搬入して作業を行う場合、煙、じんあい、排気ガス等による室内の空気汚染を防止するよう、適切な換気を行う。</li> </ul>                          |
| 1.3.15<br>ディーゼル自動車、建設機械等の燃料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ディーゼルエンジン仕様の自動車、建設機械等を使用する場合は、規格（JIS）に合った軽油を使用する。</li> <li>(2) 発注者が調査のため(1)の自動車、建設機械等から燃料を採取する等の場合には、監督員の指示によりこれに協力する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |
| 1.3.16<br>境界杭、測量杭等          | 工事現場の境界杭、測量杭等は、施工中に移動、除去又は埋没しないようその周囲を適切に養生する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 1.3.17<br>環境により良い自動車の利用     | <p>自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第37条のディーゼル車規制に適合した自動車とする。</li> <li>(2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)の対象地域内で登録可能な自動車とする。</li> <li>(3) 低公害・低燃費な自動車の使用又は利用に努める。</li> </ul> <p>なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。</p> |
| 1.3.18<br>石綿利用の有無           | 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署、自治体に届出しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                 |

## 第4節 機器及び材料

### 1.4.1

#### 環境への配慮

- (1) 使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（島しょにおける工事の場合は、「東京都島しょ地域における環境物品等調達方針（公共工事）」とする。以下同じ。）により、環境負荷を低減できる機材を選定するように努める。  
また、環境物品等の指定の有無は、特記による。
- (2) 工事に使用する機材は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、石綿を含有しないものとする。
- (3) 省エネルギーや再生可能エネルギー等に関する器材、設備システム等の技術の適用に際し、必要な情報の提供に努める。

### 1.4.2

#### 機器及び材料の 品質等

- (1) 使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材及び特記により指定するものは、この限りではない。  
なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。
- (2) 給水設備、給湯設備等に使用する機材は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に適合するものとする。
- (3) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS、JAS又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によると指定された機材で、JISマーク、JASマーク又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 調合を要する材料は、調合表等を監督員に提出する。
- (5) 設計図書に定める機材の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (6) 機器には、製造者名、製造年月又は製造年、形式、型番、性能等を明記した銘板を付けるものとする。
- (7) 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、「1.1.12 疑義に対する協議等」による。

### 1.4.3

#### 機材の搬入

工事現場へ機材を搬入するごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

### 1.4.4

#### 機材の検査等

- (1) 工事に使用する機材は、「材料検査実施基準」（東京都港湾局）に基づく検査に合格したものであるものとする。

- (2) 設計図書に定める JIS 若しくは JAS のマーク表示のある機材又は規格、基準等の規格証明書が添付された機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。
- (3) 機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定める試験方法による。ただし、設計図書に定めがない場合は、監督員の承諾を受けた方法による。試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。
- (4) 試験は次による。
  - ア 試験は、試験機関又は工事現場等適切な場所で行い、その場所の決定に当たっては、監督員の承諾を受ける。

なお、試験機関は、機材の品質及び性能の確認のために必要な組織体制、試験設備、試験技術、試験の実績等を有するものから選定する。
  - イ 試験は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 検査又は試験に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- (6) 試験の結果は、「1.2.4 試験、施工等の記録」(1)により、監督員に報告する。

#### 1.4.5

##### 機材の保管

搬入した機材は、工事に使用するまで、破損、変質等がないよう保管する。

なお、搬入した機材のうち、破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。

#### 1.4.6

##### 再使用品

取外しを行い再使用する機材は、次による。

- (1) 取外し前に状態及び性能・機能の確認を行い、機材に損傷を与えないように取り外す。

なお、確認する状態及び性能・機能は、特記による。特記がない場合は、監督員と協議する。
- (2) 状態及び性能・機能の確認の結果、修理等の必要が生じた場合は、監督員と協議する。
- (3) 取外し後、機材の清掃、洗浄等を行い、再取付け後は、状態、機材の性能・機能確認を行う。

なお、機材の分解・整備等による特別な清掃を行う場合は、特記による。
- (4) 取外し後、再取付けまでの間は、機器の性能・機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。

なお、保管場所は、監督員と協議する。
- (5) 既存の機器に配管を接続する場合は、機器接続部分の清掃を行った後に行う。
- (6) 再使用できない機器類は、監督員と協議する。

### 第5節 施工

#### 1.5.1

##### 施工

- (1) 施工は、設計図書及び監督員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図等に基づき行う。
- (2) 施工の各段階において、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督員

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          | に報告する。<br>なお、確認及び報告は、受注者等が行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 1.5.2<br>技能士             | <p>(1) 技能士は、「職業能力開発促進法」(昭和 44 年法律第 64 号)による一級技能士又は単一等級の資格を有する技能士をいい、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。</p> <p>(2) 技能士は、適用する工事作業中、1 名以上の者が自ら作業をするとともに、他の作業従事者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。</p> <p>(3) 技能士の資格を証明する資料を、監督員に提出する。</p>                                                                                                                 |
| 1.5.3<br>施工の検査等          | <p>(1) 設計図書に定められた場合及び監督員から指示を受けた工程に達した場合は、「1. 5. 1 施工」(2)の報告後、監督員の検査を受ける。</p> <p>(2) 施工の検査等に伴う試験は、「1. 4. 4 機材の検査等」に準じて行う。</p>                                                                                                                                                                                                          |
| 1.5.4<br>施工の立会い等         | <p>(1) 次の場合は、監督員の立会いを受ける。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。</p> <p>ア 設計図書に定められた場合</p> <p>イ 主要機器を設置する場合</p> <p>ウ 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合</p> <p>エ 各設備の試験を行う場合</p> <p>オ 総合試運転調整等を行う場合</p> <p>カ 監督員が特に指示する場合</p> <p>(2) 監督員の立会いを受けるときは、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の指示を受ける。</p> <p>(3) 監督員の立会いに必要な資機材、労務等を提供し、これに直接要する費用は受注者の負担とする。</p> |
| 1.5.5<br>工法等の提案          | <p>設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合は、監督員と協議する。協議の方法は「1. 1. 12 疑義に対する協議等」(2)又は(3)による。</p> <p>(1) 所定の品質、性能の確保が可能な工法等の提案</p> <p>(2) 環境の保全に有効な工法等の提案</p> <p>(3) 生産性向上に有効な工法等の提案</p>                                                                                                                                                           |
| 1.5.6<br>排出ガス対策型<br>建設機械 | <p>特記に示す建設機械を使用する場合は、次のいずれかによる。</p> <p>また、工事現場において排出ガス対策型建設機械又は排ガス浄化装置を装着した建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出する。</p> <p>(1) 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成 17 年法律第 51 号)に基づく技術基準に適合する機械</p> <p>(2) 「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成 18 年 3 月 17 日付国土交通省</p>                                                   |

告示第 348 号) 又は「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 18 年 3 月 17 日付国総施第 215 号) に基づき指定された排出ガス対策型建設機械

- (3) 平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」若しくは「建設技術審査証明事業」により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械

### 1.5.7

低騒音・低振動  
型建設機械

特記に示す建設機械を使用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成 9 年 7 月 31 日付建設省告示第 1536 号) に基づき、指定された低騒音型・低振動型建設機械を使用する。

## 第 6 節 工事検査等

### 1.6.1

工事検査

- (1) 契約書に基づく工事の完了とは、次のアからウまでに示す要件の全てを満たしたときとする。工事が完了した際には、工事完了届を監督員に提出することができる。
- ア 設計図書に示す全ての工事が完了していること。
- イ 監督員の指示を受けた事項が全て完了していること。
- ウ 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。
- (2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求部分に係る工事について、(1) のイ及びウの要件を満たすものとし、出来形部分等の算出方法については、監督員の指示を受ける。
- (3) 契約書に規定する指定部分に係る工事完了届を監督員に提出する場合は、指定部分に係る工事について、(1) のアからウまでの要件を満たすものとする。
- (4) (1) から (3) までの届出又は請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (5) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供し、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

## 第 7 節 しゅん功図等

### 1.7.1

完成時の提出図  
書

工事完了時の提出図書は次により、適用は特記による。

- (1) しゅん功図
- (2) しゅん功写真
- (3) 保全に関する資料

### 1.7.2

しゅん功図

しゅん功図は、工事目的物の完成時の状態を明瞭かつ正確に表現したものとし、種類、記載内容及び提出部数は、特記による。

### 1.7.3

保全に関する資

- (1) 保全に関する資料は、工事目的物の保守に関する説明書、機器取扱説明書、官公署届

|                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 料                                                                                              | <p>出書類等とし、特記による。</p> <p>(2) 資料の作成に当たっては、監督員と記載事項に関する協議を行う。</p> <p>また、提出時は監督員に内容の説明を行う。</p>                                                                                                                                                                                           |
| 1.7.4                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 電子納品                                                                                           | <p>(1) 電子納品は、「東京都港湾局 CALS/EC 電子納品運用ガイドライン」（東京都港湾局）に基づき行うこととし、適用は特記による。</p> <p>(2) 電子納品対象成果物は、特記による。</p>                                                                                                                                                                              |
| 1.7.5                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 標識その他                                                                                          | <p>(1) 「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）等による標識（危険物表示板、機械室等の出入口の立入禁止表示、火気厳禁の標識等）を設置する。</p> <p>(2) 機器には、名称及び記号を表示する。</p> <p>(3) 配管、弁及びダクトには、次の識別を行う。</p> <p>なお、配管の識別は、原則として、JIS Z 9102（配管系の識別表示）によるものとし、識別方法及び色合いは監督員の指示による。</p> <p>ア 配管及びダクトには、用途及び流れの方向を表示する。</p> <p>イ 弁には、弁の開閉及び系統名を表示する。</p> |
| 1.7.6                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 保守工具                                                                                           | <p>当該工事のうちポンプ、送風機、吹出口、衛生器具、<sup>あす</sup> 桟等の保守点検に必要な工具一式を監督員に提出する。</p>                                                                                                                                                                                                               |
| <p style="text-align: center;">第 2 章 仮 設 工 事</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 一般事項</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2.1.1                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 適用範囲                                                                                           | <p>この章は、工事目的物を完成させるために必要な仮設工事に適用する。</p>                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2.1.2                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 仮設計画書                                                                                          | <p>仮設工事は、受注者が作成した仮設計画書に基づいて施工する。ただし、設計図書に特記された仮設については、特記による。</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| 2.1.3                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 仮設材料                                                                                           | <p>(1) 仮設物に使用する材料は、品質管理が容易で、適切な性能を有するものとする。</p> <p>(2) 特記に指示のない場合は、新品以外の経年仮設材料を使用することができる。ただし、腐食、変形等による品質低下の恐れのないものとする。</p>                                                                                                                                                          |
| <p style="text-align: center;">第 2 節 仮囲い、足場等</p>                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2.2.1                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ベンチマーク                                                                                         | <p>(1) ベンチマークは、木杭、コンクリート杭等を用いて移動しないように設置し、その周囲に養生を行う。ただし、移動するおそれのない固定物のある場合は、これを代用することができる。</p> <p>(2) ベンチマークは、工事目的物の高さ等の基準を表示し、監督員の検査を受ける。</p>                                                                                                                                      |

## 2.2.2

### 仮囲い等

- (3) ベンチマークの位置及び高さは、近傍の公共座標から測量して設定する。

仮囲い及びこれ以外の指定する仮設は、特記による。

## 2.2.3

### 足場等

- (1) 足場、作業構台、仮囲い、栈橋等は、「建築基準法」、「労働安全衛生法」、「建築工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適正な保守管理を行う。
- (2) 別契約の関連工事で定置された足場及び栈橋の類は、監督員の承諾を受けて使用することができる。
- (3) 足場等は、安全で、かつ、常時使用できるように、その種類に応じた点検を徹底し、維持管理に努める。
- (4) 足場は、作業場所ごとに、その都度、組立て解体を行うものとする。
- (5) 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（平成21年4月24日付厚生労働省基発第0424001号）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるか、次による。

ア 足場の組立、解体及び変更の作業は、手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式により行うこととし、手すり先送り方式は採用しない。

イ 足場の使用時には、常時、全ての作業床の躯体側、外部側及び妻面について、手すり及びさん又は手すりわく、並びに幅木が設置されていなければならない。

なお、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に示されている、これらと同等以上の機能を有する設備又は措置による代替は認めないこととする。ただし、施工上やむを得ない場合において、手すり、幅木等の設備を取り外す際は、最低限の範囲とするとともに、墜落防止の措置を講ずること。また、当該施工終了後、直ちに原状に復すること。

- (6) 足場等は、「労働安全衛生規則」に基づき点検を行い、適切な維持管理に努める。

## 第3節 機材置き場、下小屋その他の仮設物

## 2.3.1

### 工事用電力等

- (1) 工事用の電力及び水の使用料は、受注者の負担とする。
- (2) 工事用電源は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。
- (3) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督員と協議する。
- (4) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し、使用するものとする。
- (5) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督員と協議する。
- (6) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合には、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。

なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。

### 2.3.2

機材置き場、下  
小屋等

機材置き場、下小屋等は、使用目的に適した構造とする。

### 2.3.3

危険物貯蔵所

塗料、油類等の引火性材料の貯蔵所は、関係法令等に基づき、適切な規模、構造及び設備を備えたものとする。また、関係法令適用外の場合でも、建築物、仮設事務所、他の材料置場等から隔離した場所に設け、屋根、壁等を不燃材料で覆い、各出入口に錠を付け「火気厳禁」の表示を行い、消火器等を設け、安全対策を講ずる。

なお、やむを得ず工事目的物の一部を置場として使用する場合は、監督員の承諾を受ける。

### 2.3.4

監督員事務所の  
規模、仕上げ及  
び備品等

監督員事務所の設置は、特記による。設置する場合の規模等は、次による。

(1) 監督員事務所の規模は、下表を標準とし、適用する種別は特記による。

なお、構造は、プレハブ程度とする。

表 監督員事務所の規模

| 種別     | 1号    | 2号    | 3号    | 4号    | 5号 |
|--------|-------|-------|-------|-------|----|
| 面積 (㎡) | 10 程度 | 20 程度 | 35 程度 | 65 程度 | 特記 |

(2) 監督員事務所には、原則として、電灯、給排水、冷暖房、電話その他の設備を設け、机、椅子、書類棚、黒板、消火器、ロッカー等の備品を設置する。

なお、これ以外の備品等については、特記による。

(3) 監督員事務所の設備・備品等にかかる費用、光熱水料、電話の使用料、清掃料等は、受注者の負担とする。

### 2.3.5

受注者事務所等

(1) 受注者事務所、従業員休憩所、便所等は、関係法令等に従って設ける。

(2) 従業員宿舎は、工事現場内に設けない。

(3) 工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示す表示板を設ける。

## 第4節 仮設物撤去等

### 2.4.1

仮設物撤去等

(1) 工事完了までに、仮設物を撤去し、撤去跡及び付近の清掃、地均ならし等を行い、監督員の確認を受ける。

(2) 工事の進捗上又は構内建築物等の使用上、仮設物が障害となる場合は、監督員と協議する。なお、仮設物を移転する場所がない場合は、監督員の承諾を受けて、工事目的物の一部を使用することができる。

## 第3章 材 料

### 第1節 一般事項

### 3.1.1

一般事項

(1) 工事に使用する主要構造部を構成する材料等については、設計図書及び設計図書に記載された基準の品質又は同等以上の品質を有し、JIS 又はその他関係する規格基準に合

格した材料を使用しなければならない。

ただし、監督職員が承諾した材料び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。」

- (2) 工事目的物に使用する材料については、設計図書に明示された形状、寸法、品質、性質、機能等を有しているもので、かつ、錆、腐食、変質、変形等の異常がないものとしなければならない。
- (3) 工事目的物に使用する設計図書に規定されていない材料は、4.1.1 適用規格等に示した規格又はこれと同等以上の品質を有しているものとし、あらかじめ監督職員の承諾を受けなければならない。
- (4) 異種金属を組み合わせて使用する場合は、異種金属接触腐食防止対策を講じなければならない。

## 第4章 共通施工

### 第1節 規格等

#### 4.1.1

#### 適用規格等

各編で適用する規格等は、下表による。

表 適用規格等

| 記号    | 規格などの名称              | 記号    | 規格などの名称              |
|-------|----------------------|-------|----------------------|
| JIS   | 日本産業規格               | JAS   | 日本農林規格               |
| SAS   | ステンレス協会規格            | JEC   | 電気学会電気規程調査会標準規格      |
| WES   | 日本溶接協会規格             | JEM   | (一社)日本電機工業会規格        |
| JWWA  | (公社)日本水道協会規格         | JCS   | (一社)日本電線工業会規格        |
| WSP   | 日本水道鋼管協会規格           | JEITA | 電子情報技術産業協会規格         |
| JFPA  | (一社)日本フルードパワー工業会規格   | JV    | (一社)日本バルブ工業会規格       |
| NK 規則 | 日本海事協会鋼船規格           |       | 作業船設計基準              |
|       | 日本クレーン協会規格           |       |                      |
|       | 揚排水ポンプ設備設計技術基準       |       | 機械工事塗装要領(案)・同解説      |
|       | ダム・堰施設技術基準(案)        |       |                      |
|       | ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案) |       | ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案) |
|       | 水門・樋門ゲート設計要領(案)      |       | ダム・堰施設検査要領(案)(同解説)   |
|       | 水門鉄管技術基準             |       | アルミニウム合金製水門設計製作指針(案) |
|       | 東京都機械設備工事標準仕様書       |       | 東京都電気設備工事標準仕様書       |
|       | 東京都建築設備工事標準仕様書       |       |                      |

## 2 節 工作

### 4.2.1 現寸図

- (1) 受注者は、工作に着手する前に現寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障のないことを確かめなければならない。ただし、他の方法で図面の不備や製作上、据付上の支障がないことを確認できる場合は、監督員の承諾を得て現寸の作成を省略することができる。
- (2) 受注者は、工場と現場で使用するテープは同一のものを使用し、主要寸法の計測にあたってはできるだけ同一条件で使用する。
- (3) テープは、JIS B 7512（鋼製巻尺）1 級品を使用しなければならない。

### 4.2.2 工作

受注者は、工作にあたって、承諾された施工図等に基づき、当該設備の機能と精度に適した工作法を採用するとともに、材料等に悪影響を及ぼさないように次の点に留意しなければならない。

- (1) けがきを行う場合は、墨線・ポンチ等により行い、タガネを使用してはならない。なお、SM570 級以上の材質にはポンチも使用してはならない。
- (2) 主要部材は、主たる応力方向と圧延方向を一致させるよう加工しなければならない。なお、主要部材とは、設備を構成する強度部材等の主要な部材をいう。
- (3) 鋼材を切断する場合は、適切な方法により切断をしなければならない。なお、主要部分を切断する場合は、自動切断により行わなければならない。
- (4) 歯車、軸ジャーナル部、ねじ等は機械加工により、機能上必要な精度と表面粗さに仕上げなければならない。
- (5) 主要部分に使用する鋼板をわん曲させる場合は、プレス又はベンダーにて一様に曲げなければならない。
- (6) ボルト孔等の孔あけ加工は、ドリルにより正確に行い、必要に応じてリーマ通しを行うものとする。  
さらに、押し抜き加工は、主要部材の加工及び板厚 12mm 以上の二次部材の加工には適用しないものとする。  
なお、二次部材とは、設備を構成する主要部材以外の部材をいう。
- (7) 鋳鉄品は、溶接を行ってはならない。ただし、補修等で必要な場合は、監督員の承諾を得るものとする。
- (8) 部材の接合は、溶接接合、ボルト接合、ねじ接合の方法により行わなければならない。接着材料等による接合、圧接接合（鉄筋を除く）、ろう付等を行う場合は、監督員の承諾を得るものとする。
- (9) ステンレス鋼のグラインダ加工をする場合は、もらい錆防止のために、普通鋼に使用した砥石盤を使用してはならない。
- (10) 機械加工面、溶接開先などの非塗装面は適切な防錆処理を施さなければならない。
- (11) 鋼材の欠陥補修方法は、次の表に示すとおりとする。これ以外の場合は監督員の承諾を得るものとする。

| 欠陥の種類                     | 補修方法                                              |
|---------------------------|---------------------------------------------------|
| 鋼材の表面傷で、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの | 表面はグラインダ仕上げをする。局部的には深い傷がある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。 |
| 鋼材の表面傷で、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの  | 欠陥部をアークエアガウジング等により風量部分を除去したのち肉盛りし、グラインダ仕上げをする。    |
| 鋼材端面の層状割れ                 | 板厚の 1/4 程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げをする。         |

#### 4.2.3

##### 仮組立

受注者は、仮組立にあたって、変形を防止するため、次の点に留意しなければならない。

- (1) 仮組立を行う場合は、支持材によって各部材に自重以外の力がかからないようにしなければならない。
- (2) 仮組立において、現場ボルト接合は孔数の 30%以上のボルト及びドリフトピンを使用して堅固に締結しなければならない。

#### 4.2.4

##### 機械加工精度

- (1) 新規製作するもので、それぞれの構造物の関係規格・基準等により定めのあるものはそれによる。
- (2) 主要製作品で規格の適用のないものはメーカー基準により施工図等を監督員に提出し承諾を受けて製作しなければならない。

#### 4.2.5

##### 熱処理

- (1) 軸、歯車等で熱処理の必要な材料を使用した場合は、JIS 規格等に基づき必要な熱処理を行わなければならない。

### 第3節 溶接

#### 4.3.1

##### 一般事項

溶接に当たっては、機械工事共通仕様書（国土交通省） 第3章 共通施工 第3節 溶接に従って行う。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

### 第4節 ボルト接合

#### 4.4.1

##### 一般事項

ボルト接合に当たっては、機械工事共通仕様書（国土交通省） 第3章 共通施工 第4節 ボルト接合に従って行う。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

### 第5節 配管

#### 4.5.1

- (1) 工事に使用する配管材の材質や口径等は、特記仕様書及び設計図面による。これらに

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配管材                          | <p>明示がない場合は、管内流体の種類、圧力、温度、流速及び布設環境などを考慮のうえ、適切なものを選定し、監督員の承諾を受ける。</p> <p>(2) 工事対象や工事内容に係わる関連法規等に使用材の指定がある場合は、これらの中から選定し、監督員の承諾を受ける。</p> <p>(3) 配管材は、規格品（J I S等）以外のものを使用する場合は、監督員の求めに応じ、規格証明書（ミルシート等）を提出する。</p> <p>(4) 配管継手は、使用する配管材の種類や使用条件等に最も適合したものをを用いる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>4.5.2</b><br>配管施工<br>一般事項 | <p>(1) 配管の布設経路は、原則として設計図面によるが、他の配管や機器との関連及び維持管理等を考慮し施工する。</p> <p>(2) 配管は、無理な力や曲がり無く、確実に整然と配置する。また、空気やドレンの滞留が生じないように施工するが、配管が上・下するような箇所には、空気抜き弁やドレン弁を適宜設け、横走り主配管には適当な排水勾配をとる。</p> <p>(3) 配管の立ち上がり部、機器に接続する部分及び主配管の適当な箇所には、取り外しが容易なようにフランジ継手やユニオン継手を設ける。</p> <p>また、原則として機器接続配管及び主配管からの分岐管には弁を取付ける。</p> <p>(4) 配管途中の弁類や計器類は、操作性や保守性を十分に考慮した位置・方向に設ける。</p> <p>(5) 配管が電気配線と同一近接又は交差する場合、電気設備に関する技術基準を定める省令(以下「電気設備技術基準」という)に従って防護対策を施さなければならない。なお、電気配線と同一ピット内に配管する場合は、配線との間に鋼板等による隔壁を設けるものとする。</p> <p>ただし、燃料配管と電気配線を同一ピット内に配管する場合は、燃料配管を下に配置し、配線との間に鋼板等の隔壁を設けなければならない。</p> <p>(6) 振動を伴う機器に接続する配管には防振継手、配管の構造物貫通部やエキスパンションジョイント部及び水槽等配管には可とう継手、温度変化のある配管には伸縮継手を必要に応じ設ける。</p> <p>(7) 給水、給湯、解放系の冷温水及び冷却水配管で、機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合（鋼とステンレス、鋼と銅）は、絶縁継手を使用して絶縁を行うものとし、設置個所及び絶縁継手の仕様は、特記による。</p> <p>(8) 配管内部は丁重に清掃し、施工途中のものは必要に応じカバーやキャップを取付け養生する。</p> <p>特に油配管は、酸洗い及びフラッシング油による洗浄を行う。</p> |
| 切断及び曲げ                       | <p>(1) 管の切断は、軸芯に対し直角で断面変形しないよう行い、切断面は平滑にし、面取りをする。</p> <p>(2) 塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管、ポリ紛体鋼管及び外面被覆鋼管は、帯のこ盤等又はねじ切機搭載形自動まるのこ機等で切断し、パイプカッターは使用しない。なお、管端コア付鋼管の切断は行わない。</p> <p>(3) 曲がり配管は、既成の曲がり管を使用する。やむを得ず鋼管の直管を曲げる場合は、冷間曲げ及び焼曲げ（砂詰め）とも原則として機械を用いて行う。ただし、断面変形が</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

大きくなるような曲げは行わない。

#### 接合

- (1) 管の接合はねじ接合、フランジ接合または溶接接合で行い、ねじ接合は J I S 等に準拠したものとし、フランジ接合は適切なパッキン等を使用してボルトを均等に締め付ける。
- (2) ステンレス管の溶接接合は、T I G 溶接法等適切な方法によらなければならない。  
なお、油圧配管用にホースを使用する場合は、ソケット接合によっても良いものとする。

#### 配管支持

- (1) 露出配管は、取付け取外しに適した各配管の相互間隔を保つとともに、支持金物、台座等により床、壁面より同様な間隔を保ち整然と配管するものとする。  
また、配管数が多い場合は同系統の配管を集約させるものとする。
- (2) 受注者は、露出配管の支持間隔を次の表のとおりにしなければならない。  
また、吊り金具で支持する場合は地震等により脱落のないように支持し、床上配管は台座等で支持するものとする。  
なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

表 露出配管の支持間隔（単位：m）

| 呼び系 (A) |    | 20 以下  | 25～40  | 50～80  | 100～150 | 200 以上 |
|---------|----|--------|--------|--------|---------|--------|
| 間隔      | 鋼管 | 1.8 以下 | 2.0 以下 | 3.0 以下 | 4.0 以下  | 5.0 以下 |
|         | 銅管 | 1.0 以下 | —      | —      | —       | —      |

#### 埋設配管

- (1) ステンレス管以外の外面金属管を埋設する場合は、適切な防食処置を施す。
- (2) 屋外埋設管の分岐及び曲り部には、標準図（地中埋設標）による地中埋設標を設置する。なお、設置個所は、特記による。
- (3) 管を埋戻す場合は、土被り 150mm 程度の深さに埋設表示用アルミテープ又はポリエチレンテープ等を埋設する。ただし、排水管は除く。
- (4) 管の埋設深さは、車両道路では管の上端から 600 mm 以上、それ以外では 300 mm 以上とする。
- (5) 配管の周囲は山砂の類で、その後は掘削良質土で埋め戻す。

#### 貫通部の処理

- (1) 「建築基準法施行令」（昭和 25 年政令第 338 号）第 112 条第 15 項に規定する準耐火構造等の防火区画等を不燃材料の配管が貫通する場合は、その隙間をモルタル又はロックウール保温材で充填する。また、不燃材料以外の配管が防火区画等を貫通する場合は、建築基準法例に適合する工法とする。
- (2) 水密コンクリート壁等の貫通部つば付き鋼管は、隙間にシーリング材を充填する。
- (3) 船舶の水密隔壁・床等を貫通する部分には、貫通金物を設ける。

#### 4.5.3 試験

配管試験は、特記された場合を除き、原則として適用基準に定められた方法とする。ただし、補修・改修工事の場合は、常用圧力での耐圧試験とする。

#### 4.5.4

塗装・防錆及び  
保温・断熱

- (1) 原則として埋設管、外面非金属管、ステンレス管、メッキ管等には塗装はしない。
- (2) 塗装をする場合の塗料種類及び塗装回数は特記による。なお、特記に指定が無い場合は監督員の承諾を得るものとする。
- (3) 配管塗装の塗装色は、原則として JIS Z 9102（配管系の識別表示）に準拠するものとし、排水機場及び船舶の配管塗装色は次の表による。なお、監督職員の承諾を得るものとする。

表 排水機場諸配管塗装色一覧

| 配管系統名 | 塗装色 | マンセル値 |
|-------|-----|-------|
| 燃料系統  | 赤色  | —     |
| 作動油系統 | 黄色  | —     |
| 潤滑油系統 | 橙色  | —     |
| 空気系統  | 白色  | —     |
| 排気系統  | 銀色  | —     |
| 清水系統  | 淡青色 | —     |
| 原水系統  | 濃青色 | —     |

表 船舶諸配管塗装色一覧

| 配管名称 | 塗装色 | マンセル値          |
|------|-----|----------------|
| 空気管  | 灰色  | N— 8. 5        |
| ビルジ管 | 黒色  | N— 1           |
| 燃料油管 | 赤色  | 7. 5 R4 / 1 4  |
| 潤滑油管 | 黄色  | 2. 5 YR8 / 1 4 |
| 清水管  | 青色  | 2. 5 YR8 / 1 4 |
| 排気管  |     |                |
| 海水管  | 緑色  | 1 0 G4 / 1 0   |

- (4) 配管には流体名、流れ方向等の識別表示を行い、ステンレス鋼管等の塗装できない配管については塗装色と同じ色のテープをまくものとする。

配管防錆処理のための前処理、エポキシ樹脂コーティング・ライニング、亜鉛・アルミニウム合金溶射、アルミニウム溶射、溶融亜鉛メッキ、溶融アルミニウムメッキ等の仕様は、特記による。

配管等の保温・断熱処置は、特記による。

塗装

防錆

4.6.1  
一般事項

塗装にあたっては、特記仕様書によるほか機械工事塗装要領(案)・同解説による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

第7節 防食

4.7.1  
一般事項

各編及び特記により指定された防食の方法は、この項による。

4.7.2  
溶融亜鉛めっき

- (1) 溶融亜鉛めっきの種類、付着量、試験等を JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき)、JIS H 0401 (溶融亜鉛めっき試験方法) 又は同等以上の規定に従って行う。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
- (2) 溶融亜鉛めっき作業は、JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 又は同等以上の規定に従って行わなければならない。
- (3) 素材の表面については油脂類を除去し、酸化物(黒皮、赤錆等)を酸洗いまたはブラスト等によって完全に除去しなければならない。また、フラックス処理により活性化を促し、良好な亜鉛の付着を図らなければならない。なお、水素脆性の恐れがある鋼材は酸洗いをしてはならない。
- (4) めっき槽に漬ける際に空気溜まりが出来ないような設計をしなければならない。  
また、密閉された部材や熱変形の恐れのある部材をめっきする場合は、空気抜きや、変形防止材を設ける等の処置を施さなければならない。
- (5) 溶融亜鉛めっきを施工するにあたって、構造物に有害な熱変形を生じさせないように設計を行わなければならない。
- (6) 膜厚は特記された場合を除き、下表によるものとする。なお、鋼材の板厚については下記を標準とする。

表 溶融亜鉛めっき膜厚

| 記号     | 膜厚<br>( $\mu$ m) | 適 用                                              |
|--------|------------------|--------------------------------------------------|
| HDZT49 | 49 以上            | 厚さ 1mm 以上の素材、直径 12mm 以上のボルト・ナット及び厚さ 2.3mm を超える座金 |
| HDZT56 | 56 以上            | 厚さ 2mm 以上の素材                                     |
| HDZT63 | 63 以上            | 厚さ 3mm 以上の素材                                     |
| HDZT70 | 70 以上            | 厚さ 5mm 以上の素材                                     |
| HDZT77 | 77 以上            | 厚さ 6mm 以上の素材                                     |

※ 適用欄に示す厚さ及び直径は、公称寸法による。

#### 4.7.3

##### 金属溶射

- (1) 亜鉛溶射、アルミニウム溶射及びそれらの合金溶射は、JIS H 8300（亜鉛、アルミニウム及びそれらの合金溶射）、JIS H 9300（溶射作業標準）の規定によって行うものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 前処理は1種ケレンとし溶射の種類及び被膜厚さに応じた表面粗さに仕上げる。

#### 4.7.4

##### 電気防食

流電陽極方式に使用する陽極材はアルミニウム合金、マグネシウム合金、亜鉛合金とし、防食対象物への取付は、ボルト又は溶接によるものとする。なお、陽極材として上記以外のものを用いる場合には、監督員の承諾を受ける。

### 第8節 機器の製作・据付

#### 4.8.1

##### 機器の製作・加工等

##### 一般事項

- (1) 機器は設計図書、関連する基準、規格、指針及び本仕様書に準拠して製作する。これらにより難しい時は監督員の承諾を得て他の基準等を採用する事ができる。
- (2) 工事に使用する機器及び材料については、日本国内で調達可能なものとし、将来とも修理、交換等に支障のない様、配慮したものを使用する。
- (3) 機械設備の製作、据付にあたっては、設計図書に示された設備の目的、使用条件に対して機能を発揮できるよう製作・施工する。

##### 機器及び材料の承諾

- (1) 使用する機器材料について「材料検査実施基準」（東京都港湾局）に基づき検査を受ける。

##### 機器

- (1) 機器は給油、点検等維持管理及び補修が容易な構造とする。
- (2) 機器は騒音、振動の少ないものとする。
- (3) 機器は回転部、その他可動部で危険な部分にカバー等を設置する。また鋭利な部分の除去、緩衝材設置等により安全対策を図る。
- (4) 主要機器の補修、改造等を実施した場合は設計図書に基づき工事銘板を取り付ける。なお、銘板の材質、取付位置、記入内容等の詳細は監督員の指示による。
- (5) 工事に使用する機器のうち電気設備に関する製作・据付は「第9節 電気設備」による。

#### 4.8.2

##### 据付

##### 一般事項

施工計画書に記載した要領に基づき、安全かつ設備機能を損なわないよう据付ける。また、工事の据付作業にあたっては、品質機能の確保を図るため、同種工事の経験を有する作業員に従事させる。

また、資格を必要とする作業については、有資格者を従事させる。

##### 据付

- (1) 据付に先立ち、据付に必要な据付基準点（BM）を監督員立会いのもとに確認する。なお、据付基準点は監督員の指示による。

- (2) 承諾された設計図面および工場での仮組検査記録等をもとに、規定の許容差内に正確に据え付ける。
- (3) 重量物の据付にあたっては、クレーン等の機材を使用して行うものとし、据付中のものを不安定な状態に放置してはならない。
- (4) 据付中に地震、強風、大雨等があった場合、再度作業を開始する前に、機材、足場、地盤等の状態および現場内の環境を点検し安全を確認してから作業を行なう。
- (5) 別途工事のコンクリート構造物に金物を埋設する場合、速やかに監督員と協議する。埋設金物の据付は設計図書に基づいて行なう。
- (6) コンクリート打設の際、機器等にコンクリートが付着するおそれのある部分については事前に機器等を保護する。
- (7) 据え付けたすべての機器については、据付後から工事完了まで、損傷、腐食、汚れ等が生じないように養生して注意を払う。
- (8) 保安上重要な事項がある場合は、注意事項を記入した銘板や系統区分表示等を見やすい位置に明瞭に表示する。
- (9) 機器の組み立て及び据付は、十分に垂直、水平方向の心出し調整を行い、適切な方法で仮止めした後、基礎ボルトをモルタル等で堅固に止める。なお、改修工事の場合及び監督員の承諾を受けた場合には、接着系アンカーによることができる。原則として据付記録表を提出する。
- (10) 各機器の主要な基礎ボルトや主要な鋼製架台の基礎ボルトは、特記された場合を除き、原則として適用基準に定められた工法とする。施工にあたっては、必要な引抜強度、施工性、現場の状況等を十分調査、検討のうえ、必要に応じて適切な施工方法を選定し、監督員の承諾を得ること。なお、改修工事の場合及び監督員の承諾を受けた場合には、接着系アンカーによることができる。
- (11) 振動が少なく、大きな衝撃を受けない小型機器（コンベア、小型タンク等）の基礎ボルトは、監督員の承諾を得て、接着系アンカーにより施工できる。
- (12) 振動等によりボルト・ナット類がゆるむ恐れのある箇所にはゆるみ止めの措置を施す。
- (13) 機器の搬入、搬出にあたって、吊り具等の既設設備を使用する場合は、許容荷重等について十分調査を行い安全の確認を行う。

## 第9節 電気設備

### 4.9.1

#### 一般事項

電気設備に当たっては、東京都電気設備工事標準仕様書に従って行う。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。